

個人番号(マイナンバー)カードの交付について

平成27年度及び平成28年度に個人番号(マイナンバー)カードの申請をされてまだお受け取りいただいていない方へ、「個人番号(マイナンバー)カード交付のご案内」をお送りしますので、必要書類をご確認のうえお越してください。

○受取期日

平成30年12月28日まで(平成27年度に申請された方)

平成31年2月28日まで(平成28年度に申請された方)

※ご自宅に届いた「個人番号(マイナンバー)カード交付のご案内」をご確認ください。

○必要書類

①「個人番号(マイナンバー)カード交付のご案内」

②「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書」

③通知カード(緑色の紙製のカード)

④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

⑤本人確認書類

運転免許証・旅券・在留カード等写真付きの公的身分証明書であれば1点。これらをお持ちでない方は保険証・年金手帳・預金通帳・社員証・学生証・母子手帳(小学生以下のお子様のみ)等のうち異なるもの2点

⑥印鑑

○受付時間

平日 8:30～17:15 (毎週木曜日は19:00まで)

毎月第4日曜日 9:00～正午/13:00～17:00 (電話予約制。市民課までご連絡ください)

○注意事項

※お受け取り場所は市役所本庁のみです。支所では受付できませんのでご了承ください。

※必要書類①②③④が無い場合でも交付可能です。その際は事前にお問い合わせください。

※原則ご本人へのお渡しとなります。病気、身体の障害等の理由により代理受領を希望される場合は事前にお問い合わせください。

※15歳未満の方または成年被後見人には法定代理人(親権者)も同行してください。なお、法定代理人(親権者)の本人確認書類(上記参照)も必要になります。

問 本庁 市民課市民G ☎52-1111 内線105

平成31年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

平成30年9月18日から順次、下記の送付対象者宛て平成31年分扶養親族等申告書(以下「申告書」という)が送付されています。提出期限は、平成30年10月31日(水)です。

○送付対象者 老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方です。

・65歳未満の方：108万円以上

・65歳以上の方：158万円以上

(退職共済年金(JR、JT、NTT、農林共済)の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の支給額が80万円以上)

○記入における注意点

・扶養している親族がない方も提出が必要です。

・前年の申告から変更がない場合は、申告書左上にある「変更なし」に○を付し、署名、捺印のみ、その他の項目は記入不要です。

・新たに配偶者を控除対象とする場合や、新たに扶養する親族がいる場合、同封されたリーフレットをご覧ください、必要事項を記入する。

・受給者本人のマイナンバーの記入は不要となりました。

・配偶者・扶養親族のマイナンバーの記入は省略できる場合があります。

(昨年の申告書において、マイナンバーを記入していただいていない方は、マイナンバーの記入をお願いしています)

問 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線166
予約 水戸北年金事務所お客様相談室 ☎029-231-2283